

平成29年1月
警察庁

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について

警察庁では、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案について検討しています。

その内容は別紙1及び別紙2のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール (hanzaishueki@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁刑事局組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室 パブリックコメント担当
	FAX	03-3504-1735 ※ 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	平成29年1月27日（金）から 平成29年2月26日（日）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 参 考 〉

- 1 国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令・国家公安委員会規則等の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している共同命令案の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記として二重傍線があります。これは、改正前欄に掲げるその標記部分（注）に二重傍線を付した規定を削るという意味です。

（注）標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第○章」、「第○条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう。

- 2 別紙2の第4条第1項第7号の柱書きは、平成28年12月28日に金融庁が公表した「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」が公布されることを前提としたものです。